

◆ 福祉局（地域福祉課・障がい者保健福祉課）

< 地域福祉課 >

- 地福－ 1 生活福祉資金をご利用ください
- 地福－ 2 臨時特例つなぎ資金をご利用ください
- 地福－ 3 障がい者等用駐車スペースの適正利用について
- 地福－ 4 福祉読本「ちいちゃんとたっくん」の活用について
- 地福－ 5 高齢者・障がい者のための住宅改造について
- 地福－ 6 地域福祉生活支援センターについて
- 地福－ 7 民生委員・児童委員はあなたの一番身近な相談員
- 地福－ 8 ボランティアセンターのご案内
- 地福－ 9 福祉環境アドバイザー派遣事業のご案内
- 地福－ 10 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について
- 地福－ 11 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る詐欺について（注意喚起）
- 地福－ 12 福祉サービスの利用に関する苦情はありませんか？

< 障がい者保健福祉課 >

- 障がい－ 1 お酒と上手に付き合えていますか？
- 障がい－ 2 ギャンブル問題でお困りのあなたへ・・・
- 障がい－ 3 意思疎通支援条例・手話言語条例を制定しました
- 障がい－ 4 ヘルプマークの導入について
- 障がい－ 5 身体障害者手帳をお持ちの皆様へ
- 障がい－ 6 障がいのある方への手帳交付のご案内
- 障がい－ 7 「身体障害者補助犬法」に理解と協力を
- 障がい－ 8 ～ご存知ですか？高次脳機能障がい～
- 障がい－ 9 こころの健康、悩んでいませんか？
- 障がい－ 10 北海道障がい者条例を平成22年4月から全面施行しました。
- 障がい－ 11 障がいのある方々の就労を支援します  
～ 障害者就業・生活支援センターをご利用ください ～
- 障がい－ 12 障害福祉サービス等の対象となる難病等が見直されました。
- 障がい－ 13 障がいのある方を虐待から守るために
- 障がい－ 14 障がいのある方への差別をなくすために
- 障がい－ 15 「発達障がい」みなさんにわかってほしいこと
- 障がい－ 16 「北海道立旭川子ども総合療育センター」の開設について

地福－ 1 生活福祉資金をご利用ください

収入が少なく、生活にお困りの方や介護の必要なお年寄り、障がいのある方などが、安心して生活し、自立や社会参加をするために必要な資金をお貸ししています。

**【貸付資金の種類】**

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

※貸付限度額・貸付利率などの貸付条件は資金の種類によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会、民生委員・児童委員にご相談ください。

**地福－２ 臨時特例つなぎ資金をご利用ください**

離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費をお貸ししています。

**【貸付限度額】**

10万円以内

**【利用できる方】**

住居のない離職者であって次のいずれにも該当している世帯

- (1) 離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、生活保護、住宅手当、訓練・生活支援給付等）または公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請を受理されている人であり、かつ当該給付までの生活に困窮していること。
- (2) 金融機関の口座を有していること（借入申込者名義）

**【貸付の条件】**

- ・ 償還期間 公的給付金または貸付金の交付を受けたときから1月以内
- ・ 貸付利子 無利子
- ・ 連帯保証人 不要

詳しくは、今後居住予定の市町村社会福祉協議会へご相談ください。

**地福－３ 障がい者等用駐車スペースの適正利用について**

店舗などの駐車場にある障がい者等用駐車スペースは、車の乗り降りや歩行が困難な方の専用スペースです。

このスペースは、車いすを使用している方などが乗り降りできるように、普通のものより広めにつくられ、建物の出入口に近い便利な場所にあります。

しかしながら、「心ないドライバーによる障がい者等用駐車スペースへの駐車により、障がいのある方々の利用に支障をきたしている。」という声が寄せられています。

本当に必要な方がいつでも利用できるように、障がい者等用駐車場への迷惑駐車はやめましょう。

**【問い合わせ先】**

保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

電話 011-204-5267

FAX 011-232-4070

**地福－４ 福祉読本「ちいちゃんとたっくん」の活用について**

高齢者や障がい者をはじめ、すべての道民が建築物、道路、公園などの公共的施設を円滑に利用することができる福祉のまちづくりを、道、事業者及び道民が一体となって進めるため、「北海道福祉のまちづくり条例」を平成10年4月1日から施行しています。

福祉のまちづくりの推進のため、次代を担う子供たちを対象に、障がい者や高齢者などに対するやさしい心を育み、福祉のまちづくりに対する理解を深めるため、福祉読本及び活用事例集を作成し、道内の小学校などに配布し、その活用をお願いしています。

また、NPO市民教育交流の会の全面的な協力で、この福祉読本の英訳版“CHII & TAKU”をホームページに掲載していますので、ご覧ください。

- 1 図書名  
「ちいちゃんとたっくん ～みんなが幸せにくらせるまちに～」
- 2 配布先  
道内の各小学校
- 3 対象の児童  
小学5年生  
なお、条例や福祉読本については北海道のホームページでもご覧になれます。  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/chii\\_taku/chii\\_chan.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/chii_taku/chii_chan.html)

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係  
電話 011-204-5267  
FAX 011-232-4070

#### 地福－5 高齢者・障がい者のための住宅改造について － 住み慣れた家で安心して暮らし続けるための住宅改造 －

高齢者や障がい者が住み慣れた家や町で安心して暮らし続けていくためには、住宅が本人や介護する家族にとって使いやすいものでなくてはなりません。

北海道は、「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、住宅改造をしたいと考えている皆様や高齢者・障がい者の住宅改造を支援したいと考えている市町村を応援しています。

【高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業】

住民に実際の住宅改造のニーズがあり、かつ住宅改造の支援体制づくりを検討している市町村等に対し、建築士、理学療法士、作業療法士、看護師からなる専門家チームを派遣します。

専門家チームは、地元の支援チームと一緒に改造計画の立案、改造結果の評価などを行いながら住宅改造支援システムの立ち上げを支援するとともに、支援チームが皆様のお宅を訪問し、住宅改造のご相談に応じます。

なお、この事業については北海道のホームページでもご覧になれます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/jyutaku/jyutakukaizou.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係  
電話 011-204-5267  
FAX 011-232-4070

#### 地福－6 地域福祉生活支援センターについて

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々が、権利を侵されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活が送れるよう、北海道社会福祉協議会が実施主体となって「地域福祉生活支援センター」を開設し、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等のサービスを提供する事業を実施しています。

「地域福祉生活支援センター」は、北海道社会福祉協議会と北海道社会福祉協議会から事業を受託している市町村社会福祉協議会で構成され、それぞれに配置されている自立生活支援専門員が、相談、調査、支援計画の策定、契約の締結までの業務を行い、実際の援助は地域の生活支援員が行います。

具体的援助内容は、次のとおりです。

#### 【援助内容】

##### (1) 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供・助言
- ・福祉サービスの利用手続きの援助（申込み手続きの同行、代行、契約締結）
- ・福祉サービスの利用料の支払いなど

##### (2) 日常的金銭管理サービス

- ・年金、手当の受領確認
- ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し
- ・通帳、権利証等の保管など

#### 【サービス利用料】

相談や具体的な支援計画の策定にかかる費用は無料ですが、生活支援員による援助にかかる費用は、原則として利用者に負担していただくことになっています。

- サービス利用料・・・1回（1時間程度）1,200円＋生活支援員の交通費（実費）  
（生活保護を受けている方は、公費補助があるので無料です。）  
※銀行の貸金庫使用などの場合は、実費をいただきます。

#### 【地域福祉生活支援センター所在地】

北海道地域福祉生活支援センターのホームページ「相談窓口」に掲載されています。  
「相談窓口」 [http://www.dosyakyo.or.jp/chiiiki\\_seikatsushien/window.html](http://www.dosyakyo.or.jp/chiiiki_seikatsushien/window.html)

#### 【問い合わせ先】

詳しくは北海道地域福祉生活支援センター（北海道社会福祉協議会内）へお問い合わせください。

電話 011-290-2941

FAX 011-271-0459

### 地福－7 民生委員・児童委員はあなたの一番身近な相談員

民生委員・児童委員は、みなさんの暮らしを応援するために、国から委嘱され地域で活動する身近な相談員です。

また、子どものことを専門に担当し活動する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することになっており、道内では、約12,000名（平成30年3月末現在）の方が、それぞれの地域で活動をしています。

日常生活での悩みごとや福祉サービス等の相談、地域での見守り、訪問活動など、皆さんの暮らしに関わる福祉活動に努めています。

また、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。

#### 〔活動例〕

- ・お年寄りや障がいのある方の見守りや支援
- ・育児や虐待などに関する相談や支援
- ・福祉サービスの窓口の相談や情報の提供
- ・生活に困窮されている方の生活相談
- ・相談内容により関係機関との連絡・連携

#### 【問い合わせ先】

あなたの地域の担当民生委員・児童委員の氏名連絡先などは、最寄りの福祉事務所・町村役場の福祉担当課にお問い合わせください。

関連サイト 公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟ホームページ  
<http://www.dominjiren.or.jp/>

### 地福－8 ボランティアセンターのご案内

## － ボランティアセンターはボランティア活動のサポーター －

### 【ボランティアセンターに行ってみよう！】

ボランティアセンターがあなたの住むまちにあることをご存知でしょうか。  
専門の職員が、あなたにピッタリあったボランティア活動をアドバイスします。  
ボランティアに興味を持っている人、一度、お近くのボランティアセンターを訪ねてみませんか。  
〈ボランティアセンター所在地〉

- 道内の179市町村内にある社会福祉協議会  
※札幌市では、各区（10区）にある社会福祉協議会

### 【みんなで作るボランティアセンター】

ボランティアセンターは、住民の方々の要望によりつくられたボランティア活動をするための情報発信基地です。

人が集い、情報が集まるセンターとして育てていきませんか。

### 〔ボランティアセンターの5つの機能〕

- 1 ボランティア相談、情報の提供  
ボランティアセンターでは、活動先の紹介や地域の状況などボランティアに関する様々な情報を提供し、あなたの活動相談にアドバイスをします。
- 2 ボランティア講座・研修の実施  
今すぐにボランティア活動をはじめるとはちょっとためらいを感じる方のために、ボランティア入門講座や体験コーナーなど楽しい企画を用意しています。
- 3 ボランティアの活動希望者と援助希望者のマッチング（需給調整）  
ボランティア活動をしたい人とボランティアによる援助を求めている人をつなぎます。  
ボランティアセンターでは、より需給調整をしやすくするため、活動希望者に対し、ボランティア登録を受け付けています。
- 4 ボランティアグループ活動の応援（連絡調整）  
活動に必要な機材やミーティングスペース、ボランティアボックス等の貸し出しなど、各種活動の相談を行っています。
- 5 調査・研究、ボランティア保険の窓口  
ボランティア活動に関する課題や、地域の参加意識などの調査や研究活動をはじめ、「ボランティア保険」などを取り扱っています。  
自分達の住んでいる身近なところから、ボランティア活動を通してやさしさに触れ、新たな自分を発見してみませんか。

### 【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係  
電話 011-204-5267  
FAX 011-232-4070

## 地福－9 福祉環境アドバイザー派遣事業のご案内

この事業は、「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨を普及促進するため、福祉のまちづくりに関する相談等に対してアドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言を行うものです。

事業内容の詳細等については、北海道のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/adviser/adviser2.html>

### 【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係  
電話 011-204-5267  
FAX 011-232-4070

## 地福－１０ 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

～戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金の請求受付をしています～

### ○特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

### ○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和２年（２０２０年）４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- １ 令和２年（２０２０年）４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ２ 戦没者の子
- ３ 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ４ 上記１から３以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面２５万円、５年償還の記名国債

○請求期間 令和２年（２０２０年）４月１日から  
令和５年（２０２３年）３月３１日

請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○請求窓口 お住まいの市区町村の援護担当課

### 【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地福祉課援護係

電話 ０１１－２０４－５２６９

FAX ０１１－２３２－４０７０

## 地福－１１ 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る詐欺について（注意喚起）

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」に関しては、過去に「道庁から委託を受けた」と名乗る者が、遺族の自宅を訪問し他の遺族の住所や連絡先を聞き出そうとした事案がありました。

令和２年４月１日から第十一回の請求受付が開始となりましたが、今後も同様の手口による事案が起こる可能性がありますので、あらかじめ情報提供をいたします。

- ・ 特別弔慰金は、請求権のあるご遺族が、お住まいの市町村で請求手続きを行うものですが、手続き自体に手数料や登録料等が必要になることはありません（添付が必要な戸籍の取得には手数料が生じます）。
- ・ 国や道が民間のコンサルタント会社等に委託してご遺族のご自宅を訪問し、請求手続きの代行を勧めることはありません。
- ・ 特別弔慰金は、請求者に記名国債を交付する形で支給するものですので、銀行や郵便局の口座に直接お金を振り込むことはありません。また、ＡＴＭの操作が必要になることもありません。

「これはおかしいな」を感じましたら、すぐに契約や手続きを行わず、お住まいの市町村消費生活相談窓口にご相談ください。

また、手数料や登録料の振り込みを求めるような場合は、最寄りの警察署や警察相談センターにご連絡ください。

（各相談先の電話番号）

全国共通消費生活相談ダイヤル 188  
北海道立消費生活センター 050-7505-0999  
北海道警察相談センター #9110

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課援護係  
電話 011-204-5269  
FAX 011-232-4070

地福-12 福祉サービスの利用に関する苦情はありませんか？

ー 北海道福祉サービス運営適正化委員会のご案内について ー

福祉サービスの利用者・家族等の方々が、サービスを受けていて感じる不満、要望、苦情をうかがい、解決のお手伝いを通して、福祉サービスの利用者の方々の権利擁護を目的とした窓口です。

○ 「北海道福祉サービス運営適正化委員会」とは

社会福祉法第83条に基づき、社会福祉法人北海道社会福祉協議会に設置された公正・中立な立場の第三者機関です。

委員は、社会福祉に関する学識経験を有する大学教授、社会福祉士、弁護士や医師など12名から構成され、選任に当たっては、選考委員会の同意を得ており、公正性・中立性の確保を図っております。

北海道福祉サービス運営適正化委員会は「福祉サービス利用援助事業の事業全般の運営監視並びに苦情解決事業」と「福祉サービスに関する苦情解決事業」を行っています。

○ 福祉サービス利用援助事業の事業全般の運営監視事業とは

北海道内の地域福祉生活支援センター等における福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業等）の適切な運営の確保のため事業全般の運営監視を行い、必要に応じて助言・現地調査又は勧告を行います。

○ 福祉サービスに関する苦情解決事業とは

福祉サービスの利用者やその家族の方などから申し出があった苦情に関し、相談・助言を行い、必要がある場合は福祉サービスの事業者などに対する事情調査や苦情の解決のためのあっせんなどを行います。

さらに、虐待や法令違反のおそれがあるような場合は、北海道知事に対し、速やかに通知し、人権が救済されるようにします。

具体的な苦情の内容としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
- ・ 福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情

苦情申し出によって知り得た秘密はかたく守り、また相談費用もかかりませんので、安心してご利用ください。

○ 相談日

月～金曜日 午前9時～午後5時

ただし、FAX・Eメールによる受付は24時間対応です。

【問い合わせ先】

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3F

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会内「北海道福祉サービス運営適正化委員会」

専用電話 011-204-6310

FAX 011-204-6311

Eメール tekisei@vesta.ocn.ne.jp

障がい-1 お酒と上手に付き合えていますか？

アルコールは適量であれば生活に潤いを与えてくれますが、適量を超えると生活習慣病をはじめ、心身に様々な害を与えます。

また、高齢者や女性の飲酒による健康問題についても世代や性別に伴うリスクがあるため、高齢者の過度な飲酒が脳血管障害・骨折・認知症等の強力なリスク因子になること、女性の飲酒には「血中アルコール濃度が高くなりやすい」「早期に肝硬変やアルコール依存症になりやすい」、妊婦の飲酒は「胎児性アルコール症候群などのリスクを増大させる」といった特有の飲酒リスクがあります。

これを機会に今のアルコールとの付き合い方が適正かどうか見直してみましょう。

**【AUDIT（飲酒習慣スクリーニングテスト）】**

A：現在の飲酒習慣が適正なものなのか、あるいは健康への被害や日常生活への影響が出るほど問題のあるものなのか、次のスクリーニングテストで確認してみましょう。

No	設 問	得点
1	あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか？ 0：飲まない 1：1か月に1度以下 2：1か月に2～4度 3：1週間に2～3度 4：1週間に4度以上	
2	飲酒するときには通常、純アルコール換算でどのくらいの量を飲みますか？ 0：10～20g 1：30～40g 2：50～60g 3：70～90g 4：100g以上 ※参考 ビール中瓶1本=20g 焼酎(25度)1合(180ml)=36g 日本酒1合(180ml)=22g ワイン1杯(120ml)=12g ウイスキーダブル(60ml)=20g	
3	1度に純アルコール換算で60g以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか？ 0：ない 1：1か月に1度未満 2：1ヶ月に1度 3：1週間に1度 4：毎日あるいはほとんど毎日	
4	過去1年間に、飲み始めると止められなかったことがどのくらいの頻度でありましたか？ 0：ない 1：1か月に1度未満 2：1ヶ月に1度 3：1週間に1度 4：毎日あるいはほとんど毎日	
5	過去1年間に、普通だと行えることを飲酒していたためにできなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？ 0：ない 1：1か月に1度未満 2：1ヶ月に1度 3：1週間に1度 4：毎日あるいはほとんど毎日	
6	過去1年間に、深酒の後、体調を整えるために、朝迎え酒をせねばならなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？ 0：ない 1：1か月に1度未満 2：1ヶ月に1度 3：1週間に1度 4：毎日あるいはほとんど毎日	
7	過去1年間に、飲酒后、罪悪感や自責の念にかられたことが、どのくらいの頻度でありましたか？ 0：ない 1：1か月に1度未満 2：1ヶ月に1度 3：1週間に1度 4：毎日あるいはほとんど毎日	
8	過去1年間に、飲酒のため前夜の出来事を思い出せなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？ 0：ない 1：1か月に1度未満 2：1ヶ月に1度 3：1週間に1度 4：毎日あるいはほとんど毎日	
9	あなたの飲酒のために、あなた自身か他の誰かがけがをしたことがありますか？ 0：ない 2：あるが、過去1年間はなし 4：過去1年間にあり	
10	肉親や親戚、友人、医師、あるいは他の健康管理に携わる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒量を減らすように勧めたりしたことがありますか？ 0：ない 2：あるが、過去1年間はなし 4：過去1年間にあり	

B：AUDIT 判定区分ごとの指導内容 (出典：肥前精神医療センター 杠岳文作成)

AUDIT 点数	指 導 内 容
0～9 点	さらなる節度ある飲酒のすすめ
10～19 点(生活習慣病なし)	1日 20g 以下の飲酒のすすめ
10～19 点(生活習慣病あり)	2週間の断酒体験のすすめ
20 点以上(アルコール依存症の疑い群)	アルコール専門医療機関受診、断酒のすすめ

お悩みの方は、下記連絡先にお問い合わせください。

【札幌市以外の方】 ○北海道立精神保健福祉センター (Tel: (011)864-7121)

〒003-0027 札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 番

○お住まいの地域を担当する保健所

【札幌市民の方】 ○札幌こころのセンター (Tel: (011)640-7183)

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4 階

**障がいー 2 ギャンブル問題でお困りのあなたへ・・・**

依存症とは、ある特定の物質や行為を「やめたくても、やめられない」状態を言います。ギャンブル依存症は、ギャンブルに没頭することで、快感が得られたり不快な気分から逃れることができ、それが習慣化するうちにコントロールできなくなった状態です。パチンコなどの遊技も含めて言う場合は「ギャンブル等依存症」と言います。



**【ギャンブル障害の診断基準】**〔DSM-5のGambling Disorderから抜粋し、田辺等 訳〕

A：以下の持続的に繰り返す問題のあるギャンブル行動が12か月のうちに4個以上出現する。

No	ギャンブル行動	✓欄
1	望むような興奮を得るために掛け金を増額したギャンブルが必要になる	
2	ギャンブルを切り上げたり、やめたりすると落ち着かなくなったり、いらいらする	
3	ギャンブルを控えよう、減らそう、やめようと努力を繰り返したが成功していない。	
4	ギャンブル等にとらわれている（過去のギャンブルを生き生きと思い浮かべたり、次のギャンブルのハンディ付けや計画を考えたり、ギャンブルの資金を得る方法を考えるなど、いつもギャンブルのことを考えている）	
5	苦痛な気分（無力感、罪悪感、不安、抑うつ）のときギャンブルをすることがよくある	
6	ギャンブルの負けを別の日に取り返そうとすることがよくある（負けた金の”深追い”をする）	
7	ギャンブルに熱中している程度を隠そうと嘘をつく	
8	ギャンブルのために重要な人間関係、仕事、教育または職業上のチャンスを危険にさらしたり、失ったりしたことがある。	
9	ギャンブルが原因の絶望的な経済状況を救済する金を出して欲しいと他人に頼る	

B：以上のギャンブル行動は躁病エピソードでは説明されえない。

軽度：4～5項目が該当 中等度：6～7項目が該当 重度：8～9項目が該当

お悩みの方は、下記連絡先にお問い合わせください。

【札幌市以外の方】 ○北海道立精神保健福祉センター（Tel: (011) 864-7121）  
〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6番34番  
○お住まいの地域を担当する保健所

【札幌市民の方】 ○札幌こころのセンター（Tel: (011) 640-7183）  
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4階

### 障がいー3 意思疎通支援条例・手話言語条例を制定しました

北海道では、平成30年4月1日に「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例の推進（意思疎通支援条例）」及び「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例の推進（手話言語条例）」が施行されました。

この2つの条例は、ひとりひとりの障がいの状況によって、色々な意思疎通の方法があることや、手話が言語であることなどについて、道民の皆さんに広く知っていただくとともに、意思疎通をスムーズに行うための支援を、より一層進めていこうとするものです。

障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会を築くためには、情報の発信においても障がいのある人に対し、障がいのない人と実質的に同等の情報が確保されるようにすることが求められます。この情報保障のためには、障がいのある人の特性に応じた配慮が必要です。

〔施策の基本方針〕

- 意思疎通手段について理解の促進を図ります。
- 手話が言語であるとの認識の普及に努めます。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保や使いやすい環境の整備を図ります。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ります。
- 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ります。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係  
電話 011-204-5278  
FAX 011-232-4068

### 障がいー4 ヘルプマークの導入について

北海道では、ヘルプマーク及びヘルプカードを導入しました。

(1) ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、着用することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる、援助が得やすくするものです。

ヘルプカードとは、障がいのある人などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などに提示することで、手助けを求めるものです。

(2) 配付対象者

ア ヘルプマーク

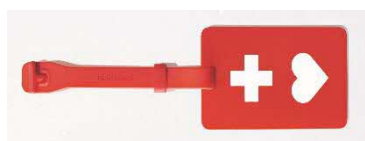
外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい方

\* ヘルプマークの配付に当たっては、手帳などの提示は不要ですが、氏名や必要な理由（障がいの有無など）について、受付時に記載していただく必要があります。

イ ヘルプカード

障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な方

<ヘルプマーク>



<ヘルプカード>



(3) 配付場所

各市町村の窓口

ヘルプカードについては窓口での配付の他、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課のホームページにも様式を掲載していますので、ご自身で印刷しご利用ください。

なお、各市町村からの配付は、準備が整い次第の開始となります。配付時期、配付場所については、各市町村へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係

電話 011-231-4111 内線25-731

FAX 011-232-4068

## 障がいー5 身体障害者手帳をお持ちの皆さまへ

平成29年度7月から、身体障害者手帳情報のマイナンバー制度による活用が始まりました。

制度の円滑な運用には、手帳情報の正確な登録が不可欠です。

あなたやご家族がお持ちの身体障害者手帳をご確認ください。

次の場合は、「届出」や「再交付申請」が必要になりますので、早めのお手続きをお願いします。

○「届出」が必要なもの

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 1 氏名に変更があったとき   | 2 同じ市町村内で住所が変わったとき     |
| 3 他の市町村から転入したとき | 4 お亡くなりになれた方の古い手帳があるとき |

○「再交付申請」が必要なもの

何らかの事情で身体障害者手帳を2冊お持ちのとき

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (例) 1 番号の違う2冊の手帳 | 2 「障害名」「住所」など内容の違う2冊の手帳 |
|------------------|-------------------------|

こんなときも問い合わせてください。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 障害程度等が変わったとき                   |
| 2 手帳を紛失して手元にないとき。                |
| 3 手帳が汚れたり破損して文字や顔写真が不鮮明になっているとき。 |

【届出・手帳の窓口】

お住まいの市町村役場の身体障害者福祉担当課

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課施設整備指定係

電話 011-204-5075

FAX 011-232-4068

心身障害者総合相談所医務課認定係

電話 011-613-5455

FAX 011-613-4892

## 障がいー6 障がいのある方への手帳交付のご案内

障がいのある方に対する手帳制度をご利用ください。

手帳には、障がいの内容によって、身体障害者手帳・療育手帳（知的障がい者）・精神障害者保健福祉手帳（精神障がい者）の3種類があります。

【手帳の窓口】

市福祉事務所・町村役場の障がい者福祉担当窓口（通院医療費公費負担の窓口も同じです）

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課施設整備指定係（身体障害者手帳・療育手帳（知的障害者））

電話 011-204-5075

FAX 011-232-4068

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係（精神障害者保健福祉手帳）

電話 011-204-5279

FAX 011-232-4068

## 障がいー7 「身体障害者補助犬法」に理解と協力を

障がいのある方の日常生活を支援する補助犬については、盲導犬が一般に知られていますが、手や足などに障がいのある方の日常生活を補助する介助犬や聴覚に障がいのある方の日常生活を補助する聴導犬については、実働頭数が少数であることや、法的な位置付けがなかったことなどから、まだ十分知られておらず、公共的施設や公共交通機関等への同伴が円滑に受け入れられていない状況にありました。

このため、補助犬の訓練事業者及び使用者の義務等を定めるとともに、良質な補助犬の育成と普及、補助犬を同伴した障がいのある方の公共的施設、公共交通機関等の利用円滑化をめざし、「身体障害者補助犬法」が平成14年10月1日から施行されました。

また、平成15年10月からは、公共的施設に限らず、ホテルやスーパー、レストランなど不特定多数が利用する施設でも、補助犬の同伴を拒んではならないこととされています。

補助犬は、他人に迷惑を及ぼさないように十分に訓練され、また、盲導犬・介助犬・聴導犬であることがわかるように表示もされています。平成19年12月からは、障がい者雇用の職場で補助犬の受入れが義務化されるなど法改正がなされました。

障がいのある方たちの自立や社会参加を促進するために補助犬に対する理解を深め、様々な場所で補助犬の同伴が受け入れられるよう、道民の皆さんの積極的な取組をお願いします。

※身体障害者補助犬とは、障がいのある方の日常生活を支援する盲導犬、介助犬及び聴導犬の3種類をいいます。

1 盲導犬

視覚障がいにより日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、歩道進行上の障害物を避けて通るよう誘導したり、交差点や信号、ドアを見つけるなどの仕事を行います。

2 介助犬

肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、物を拾い上げて運搬したり、着替えを助けるなどの仕事を行います。

3 聴導犬

聴覚障がいにより日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、ブザーの音や電話の呼出音などを聞き分けて必要な情報を伝えたり、音源に誘導するなどの仕事を行います。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係

電話 011-204-5278

FAX 011-232-4068

障がいー8 ～ご存知ですか？高次脳機能障がい～

## 見えない障がいに気づいたら

～ご存知ですか？高次脳機能障がい～

その方達は、見えないSOSを発しています！

「見た目ではわかりません」

交通事故で意識不明になったり、脳の病気になった方の中には、身体が回復した後も、次のような症状で悩んでいる方がいます

### 1 高次脳機能障がいとは

(画像リンク)

※引用：名古屋総合リハビリテーションセンター高次脳障がいパンフレット

### 2 主な高次脳機能障がいの原因

#### (1) 脳血管障害によるもの

脳出血 くも膜下出血 脳梗塞 脳血栓など

#### (2) 外傷（頭部外傷）によるもの

交通事故 高いところからの転落 スポーツ中の転倒など

#### (3) その他

脳炎 低酸素脳症 脳腫瘍など

### 3 高次脳機能障がいの主な症状

主な障がい	具体的な症状
記憶障害	物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられないために何度も同じこと繰り返し質問したりする。
注意障害	ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。ふたつのことを同時にしようとするとうるさくなる。
遂行機能障害	自分で計画を立ててもものごとを実行することができない。いきあたりばったりの行動をする。
病識欠落	自分が障がいを持っていることに対する認識がうまくできない。障がいがないかのようにふるまったり、言ったりする。
社会的行動障害	意欲の低下。すぐに怒ったり笑ったりし、感情のコントロールが低下する。すぐに他人を頼るなど依存性が強くなる。無制限に食べるなど欲求のコントロールが低下する。

### 4 診療科について

高次脳機能障がいを疑うときは、リハビリテーション科、精神科、脳神経外科、神経内科、などを受診してください。

手足の麻痺は誰の目にも明らかな障がいとして認められやすいものですが、認知機能や情動機能の障がいは外見上気づきにくい障がいです。

そのため、国は平成13年からモデル事業を実施し、高次脳機能障がいをもつ方がリハビリテーションや生活訓練等のサービス利用がしやすい環境を整えるために、平成16年3月に「診断基準」を作成しています。

診断基準等各種情報については、高次脳機能障害情報・支援センター（国立身体障害者リハビリテーションセンター）のホームページをご覧ください。  
[http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/)

## 5 高次脳機能障がいがある方が利用できるサービス

高次脳機能障がいがある方は、その障がいの程度や状態により「身体障害者手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の該当となる場合があります、また、障害者総合支援法に基づき、サービスの利用を申請することができます。

詳しくは、お近くの保健所へお問い合わせください。

### 【道内の保健所等一覧】

名称	電話番号	名称	電話番号
道立精神保健福祉センター	011-864-7121	道立心身障害者総合相談所	011-613-5401
渡島保健所	0138-47-9547	江差保健所	01395-2-1053
八雲保健所	0137-63-2168	江別保健所	011-383-2111
千歳保健所	0123-23-3175	倶知安保健所	0136-23-1957
岩内保健所	0135-62-1537	岩見沢保健所	0126-20-0121
滝川保健所	0125-24-6201	深川保健所	0164-22-1421
室蘭保健所	0143-24-9847	苫小牧保健所	0144-34-4168
浦河保健所	0146-22-3071	静内保健所	0146-42-0251
上川保健所	0166-46-5992	名寄保健所	0165-43-3121
富良野保健所	0167-23-3161	留萌保健所	0164-42-8327
稚内保健所	0162-33-3704	北見保健所	0157-24-4137
網走保健所	0152-41-0698	紋別保健所	0158-23-3108
帯広保健所	0155-21-9110	釧路保健所	0154-22-1233
根室保健所	0153-23-5161	中標津保健所	0153-72-2168
函館市障がい保健福祉課	0138-21-3077	小樽市保健所	0134-22-3110
旭川市保健所	0166-25-6364	札幌市保健所	各区保健センターへ

### 【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係

電話 011-204-5279

道立精神保健福祉センター

電話 011-864-7121

道立心身障害者総合相談所

電話 011-613-5401

## 障がいー9 こころの健康、悩んでいませんか？

- 全国で、年間20,169人もの方が自殺により命を失っています。これは、1日に50人以上の方が亡くなっていることとなります。北海道においても、年間971人もの方が亡くなっています。（警察庁 自殺統計 令和元年）
- 自殺は、特別な人だけにおこることではありません。日々の生活の様々な要因によって、こころが追い込まれ、おこるものです。
- 普段の生活や、新型コロナウイルス感染症に関する不安やストレス、大切な人やもの・ことを失ってしまったときなど、こころの不調やストレス症状が続いたり、死にたい気持ちになってしまったとき、あなたの身近な人が心配なとき、ためらわずに、相談してください。北海道では、以下のような相談窓口を設けています。誰かに話すことで、つらさが和らぐこともあります。
- また、こころの健康に関する情報は、北海道立精神保健福祉センターのウェブページや、厚生労働省のみんなのメンタルヘルス総合サイトなどでも見ることができます。一人ひとりが、自殺やこころ

の病気に対する正しい知識を持ち、誤解や偏見なく、助け合って生活できる環境や仕組みをつくっていくことが必要です。

(北海道立精神保健福祉センター) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

(厚生労働省みんなのメンタルヘルス総合サイト) <https://www.mhlw.go.jp/kokoro>

【道内の相談先一覧】

名称	電話番号	名称	電話番号
道立精神保健福祉センター	011-864-7121 (平日 9:00~17:00)	こころの電話相談専用ダイヤル	0570-064-556 (平日 9:00~21:00) (土日祝 10:00~16:00)
北海道 いのちの電話	011-231-4343(相談専用) (24時間)	旭川 いのちの電話	0166-23-4343(相談専用) (火・水 9:00~15:30) (木 9:00~24:00) (金・土・日 24時間) (月 0:00~15:30)
道立心身障害者総合相談所	011-613-5401 (平日 9:00~17:00)		
【保健所】 (平日 9:00~17:00)			
渡島保健所	0138-47-9547	江差保健所	01395-2-1053
八雲保健所	01376-3-2168	江別保健所	011-383-2111
千歳保健所	0123-23-3175	倶知安保健所	0136-23-1957
岩内保健所	0135-62-1537	岩見沢保健所	0126-20-0121
滝川保健所	0125-24-6201	深川保健所	0164-22-1421
室蘭保健所	0143-24-9847	苫小牧保健所	0144-34-4168
浦河保健所	0146-22-3071	静内保健所	0146-42-0251
上川保健所	0166-46-5992	名寄保健所	0165-43-3121
富良野保健所	0167-23-3161	留萌保健所	0164-42-8327
稚内保健所	0162-33-3704	北見保健所	0157-24-4137
網走保健所	0152-42-0698	紋別保健所	0158-23-3108
帯広保健所	0155-21-9110	釧路保健所	0154-22-1233
根室保健所	0153-23-5161	中標津保健所	0153-72-2168
市立函館保健所	0138-32-1534	小樽市保健所	0134-22-3110
旭川市保健所	0166-25-6364	札幌市保健所	各区保健センターへ

※ いのちの電話では、ボランティア相談員を募集しています。

\* 各種相談窓口のご案内

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/madoguti.htm>

\* 新型コロナウイルス感染症について、不安を感じている方や、宿泊・自宅療養している方・医療従事者の方のこころのケアについてのご案内

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/200520corona.html>

\* 「こころの健康だいじょうぶ？」パンフレット

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/kokoronokenkoutisiki.html>

上記は道立精神保健福祉センターのホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係

電話 011-204-5279

FAX 011-232-4068

障がいー10 北海道障がい者条例を平成22年4月から全面施行しました。

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

条例は、道民のみなさんに知って、活用していただくことで各地域に根つき生きたものとなります。みんなで、この条例を「障がい者が暮らしやすい地域＝誰もが暮らしやすい地域」づくりを進めるための「道具」として活用しましょう。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

- 1 障がいのある方の暮らしやすい「地域づくり」を進めます  
 地域で暮らす障がいのある方の困りごとをしっかりと受けとめ、ニーズに沿った支援につなげるための地域における支援体制づくりなどを進めようとする市町村の取組みの指針となる「地域づくりガイドライン」を作成しました。  
 また、専門的な立場から、市町村の取組を支援する「地域づくりコーディネーター」を障がい福祉計画の21の圏域ごとに配置しています。
- 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します  
 地域で働くことに挑戦しようとする障がい者やその障がい者を支える企業、障害福祉サービス事業所などを応援するため、「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく様々な取組を進めます。
- 3 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます  
 「地域づくり委員会」を14圏域ごとに設置し、障がいのあることを理由とした虐待や差別、市町村だけでは解決の困難な様々な暮らしづらさについて、中立公平な立場から関係者との話し合いや必要があれば立入調査、改善指導などを行うことにより、これらの解消に努めます。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [障がい者条例の概要 \(Word\)](#)
- [障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 \(Word\)](#)

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係  
 電話 011-231-4111 (内線25-729)  
 FAX 011-232-4068

**障がいー11 障がいのある方々の就労を支援します**  
 ～ 障害者就業・生活支援センターをご利用ください ～

障害者就業・生活支援センターでは、就職や職場への定着などの就業についての相談・支援と就業に伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。このセンターは、知事が指定する社会福祉法人が運営しており、次のとおり道内11カ所に設置されています。

相談は無料です。障がいのある方ご本人やその家族などのほか、障がいのある方を雇用する企業からの相談も受け付けておりますので、まずはお近くのセンターまでお問い合わせください。

◆支援例

- 就職活動の支援（職場実習のあっせん、ハローワークへの同行など）
- 生活習慣、健康管理、金銭管理などの助言
- 障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言

センター名	所在地	電話番号	FAX番号
くわ	岩見沢市7条13丁目22番地3	0126-35-7763	0126-35-1205
のいける	石狩市花川南1条4丁目225 カナオカビル 3階	0133-76-6767	0133-76-6781
たすく	札幌市北区北7条西1丁目1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000	011-802-6152
ひろば	小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル3階	0134-31-3636	0134-24-2455



すて〜じ	伊達市舟岡町 134-15 あい・ぷらざ（伊達）	0142-82-3930	0142-82-3933
	苫小牧市字糸井 103-2（苫小牧）	0144-56-5119	0144-56-5344
すてっぷ	函館市石川町 41 番 3 号	0138-34-7177	0138-34-5545
きたのまち	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 7 号 おびった 1 階	0166-38-1001	0166-38-1002
いきぬき	名寄市西 1 条南 7 丁目角館商会ビル 3 階	01654-2-6168	01654-2-6168
あおぞら	北見市大通り西 2 丁目 1 番地まちきた大通ビル 5 階	0157-69-0088	0157-69-0087
だいち	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 ソネビル 2 階	0155-24-8989	0155-24-8989
ぷれん	釧路市双葉町 17 番地 18 号	0154-65-6500	0154-65-6470

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係

電話 011-231-4111（内線 25-730）

FAX 011-232-4068

経済部労働局雇用労政課就労支援係

電話 011-231-4111（内線 26-452）

FAX 011-232-0159

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

電話 011-709-2311（内線 3684）

FAX 011-738-1062

障がいー 1 2 障害福祉サービス等の対象となる難病等が見直されました。

障害者総合支援法の対象となる難病等の見直しが行われ対象となる疾病が令和 3 年（2021 年）11 月 1 日から 361 から 366 へ拡大されました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

- 対象者 対象疾患による障がいがある方々  
※対象疾患は次の厚生労働省 HP で確認できます。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/hani/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/hani/index.html)

- 手続き 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証）を持参の上、お住まいの市（区）町村担当窓口へ支給を申請してください。  
その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。（利用者負担があります。）  
なお、障害支援区分の認定によっては対象とならない場合がありますので、市（区）町村担当窓口で御確認ください。

- 利用できるサービス等
  - ・ 障害福祉サービス

サービスの種類		サービスの内容
介護 給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービス。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。



	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。
	就労定着支援	一般企業に新たに雇用された人に、一定期間、就労の継続を図るために必要な連絡調整等を行うサービス
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する人に、居宅における自立した日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報の提供、助言、相談、連絡調整等の自立した日常生活を営むための必要な援助を行うサービス
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

・ 地域生活支援事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がいのある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う事業。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度利用に要する費用を補助する事業。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通(コミュニケーション)を図ることに支障がある人等に対して、手話通訳や要約筆記等を行う者を派遣する事業。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいがある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人等に対し、外出のための支援を行う事業。
地域活動支援センター	障がいのある人等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。

※ このほか、市町村の判断により、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行っています。

・ 補装具

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。車椅子、歩行器、重度障害者意思伝達装置など。

【問い合わせ先】

- ・ お住まいの市(区)役所、町村役場
- ・ 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課企画調整係  
電話 011-204-5277  
FAX 011-232-4068

### 障がいー 1 3 障がいのある方を虐待から守るために

平成24年10月に、障がいのある方への虐待の防止や家族などに対する支援をするための法律、障害者虐待防止法ができました。

障がいのある方ご自身が虐待を受けたり、周りに虐待を受けている障がいのある方を見かけた場合は、すぐにお近くの市町村に相談してください。

早期発見により、虐待を未然に防止するためには、皆様のご協力が必要です。虐待かどうかわからないけれども、ご本人が辛い思いをしている様子である場合なども、まずはご相談ください。

障害者虐待防止法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない（障害者に対する虐待の禁止）」と規定されています。

虐待を受けた障がいのある方は、市町村に届け出ることができます。

また、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した者は、市町村などの関係機関に通報することが義務づけられています。

次のようなことに気がつきましたら虐待行為の疑いがありますので、通報することが必要となります。

- ・ 近所から（障がい者福祉施設や障がいのある方の働いているお店などから）叩く音や叫び声が聞こえる
- ・ 不自然な傷が多い障がいのある方がいる
- ・ 衣服や体がいつも極端に汚れている障がいのある方がいる
- ・ 職場から賃金をきちんともらっていない障がいのある方がいる

通報者のプライバシーは法律で保護されています。その気づきによって大切な命が守られることがあるかもしれませんが、見つけたときは勇気を出して最寄りの市町村に早めにご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

- ・ お住まいの市（区）役所、町村役場 障がい者虐待防止センター窓口
- ・ 北海道障がい者権利擁護センター  
（担当：保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係）  
電話 011-231-8617  
FAX 011-232-4068

### 障がいー 1 4 障がいのある方への差別をなくすために

平成25年6月に、障がいのある方への差別をなくすための法律ができ、平成28年4月から施行されました。

「障害者差別解消法」は、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある方もない方も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいがあることで、障がいのない方々と違う扱いを受けて困ったり、自分の障がいに合った必要な工夫ややり方をしてもらえないことがないようにするために、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止することなどが規定されています。

禁止事項	具体例
不当な差別的取扱い 〔行政、民間事業者【禁止】〕	「障がいがある」という理由だけで、 ・ スポーツクラブに入れない ・ アパートを貸してもらえない ・ 車いすを使用しているからといってお店に入れない など ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。
合理的配慮をしないこと 〔行政【禁止】 民間事業者【努力規定】〕	・ 聴覚障がいのある方に声だけで話す ・ 視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読み上げない ・ 知的障がいのある方にわかりやすく説明しない といったことは、障がいのない方にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある方には情報を伝えないこととなります。 障がいのある方が困っているときに、その方の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といい

	ます。 障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある方に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。
--	--

- ※ 行政とは、国の行政機関及び地方公共団体等のことです。
- ※ 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者を含みます。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係  
 電話 011-231-4111（内線25-731）  
 FAX 011-232-4068

障がいー15 「発達障がい」みなさんにわかってほしいこと

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれに当たるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合もあります。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

障がい特性	特 徴
広汎性発達障害（PDD：pervasive developmental disorders）	自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。
自閉症 （自閉症スペクトラムと呼ばれることがあります（スペクトラムとは「連続体」の意味）。）	次の3つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられます。 ・対人関係の障がい ・コミュニケーションの障がい ・限定した常道的な興味、行動、活動
アスペルガー症候群（Asperger syndrome）	対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通した障害です。明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴いません。
学習障害（LD：Learning Disorders または Learning Disabilities）	全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。
注意欠陥多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）	注意持続の欠如若しくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴です。 以下の3つの症状は通常7歳以前に現れます。 ・多動性（おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手であらうろしてしまったりする。） ・注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある。） ・衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいららしてしまうことがよくある。） 思春期以降はこういった症状が目立たなくなるとも言われています。
トゥレット症候群（TS：Tourette's Syndrome）	多種類の運動チックと1つ以上の音声チックが1年以上にわたり続く重症なチック障害です。多くの場合は成人するまでに軽快する方向に向かうと言われています。 ○運動チックとは 突然に起こる素早い運動の繰り返しです。目をパチパチさせる、顔をクシャッとしかめる、首を振る、肩をすくめるなどが

	<p>比較的良好に見られ、時には全身をビクンとさせたり飛び跳ねたりすることもあります。</p> <p>○音声チックとは 運動チックと同様の特徴を持つ発声です。コンコン咳をする、咳払い、鼻鳴らしなどが比較的良好に見られ、時には奇声を発する、さらには不適切な言葉を口走することもあります。</p> <p>※このような運動や発声を行いたいと思っているわけではないのに行ってしまうということがチックの特徴です。</p> <p>○吃音[症]とは 一般的には「どもる」ともいわれる話し方の障害です。なめらかに話すことが年齢や言語能力に比して不相応に困難な状態であり、下記ホームページに示すような特徴的な症状（中核症状）の一つ以上があるものをいいます。</p>
--	---

発達障がいを理解していただくためのホームページアドレス

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/3/0/3/8/1/3/\\_/hattatutte.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/3/0/3/8/1/3/_/hattatutte.pdf)

## 障がいー 16 「北海道立旭川子ども総合療育センター」の開設について

児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設である「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター」の老朽化・狭隘化や障がいの重度・重複化等に対応し、療育環境を改善するための改築整備を行い、令和3年1月19日から新たな名称「北海道立旭川子ども総合療育センター」として供用を開始しました。

当センターでは、発達に悩みを抱える全ての子どもとその家族への支援を行っており、入院やショートステイ事業、通院療育（外来）のほか、道東・道北圏域の市町村や関係団体が主催する療育相談事業等へ専門職員を派遣するなど、道央・道南圏域を担う子ども総合医療・療育センター（コドモックル）の療育部門とともに、本道の障がい児療育の中核的な役割を担っております。

### 【問い合わせ先】

- ・北海道立旭川子ども総合療育センター庶務課  
電話・FAX 0166-51-2126
- ・保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課施設整備指定係  
電話 011-204-5075  
FAX 011-232-4068